

平成27年第3回大田原市教育委員会

平成27年3月10日(火)

午後4時30分

湯津上庁舎 102会議室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 協議第9号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定について |
| 日程第2 | 協議第10号 | 大田原市立小中学校教科用図書採択協議会運営要綱の一部を改正する教育委員会要綱の制定について |
| 日程第3 | 協議第11号 | 大田原市奨学生選考委員会規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について |
| 日程第4 | 協議第12号 | 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 協議第13号 | 施設予約システム導入に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 大田原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 大田原市指定文化財等修復等事業費補助金交付要綱の制定について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 大田原市無形民俗文化財伝承団体及び天然記念物保全団体運営費補助金交付要綱の制定について |
| 日程第10 | 議案第7号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第8号 | 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第9号 | 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 平成27年度学校医等の委嘱について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 平成27年度大田原市立小中学校準教科書の使用承認について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 平成27年度県費負担教職員人事異動の内申について |

4 その他

5 閉 会

平成27年第3回大田原市教育委員会

開会： 午後4時30分から

○委員長（小高一紘君） ただいまの出席委員数は6名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回大田原市教育委員会の会議を開きます。

○委員長（小高一紘君） 前回会議録は、書記をもって調製させましたので、順次回覧いたします。内容をご確認いただきたいと思います。

（会議録順次回覧）

○委員長（小高一紘君） 会議録の内容についてご確認いただきましたが、前回会議録につきましてご承認いただけますか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君） 異議はないようでありますので、前回の会議録は承認されました。委員会閉会后、ただいまの会議録に署名をお願いいたします。

○委員長（小高一紘君） 本日付議されました案件は、協議5件、議案10件であります。それでは日程に従い会議に入ります。
日程第1 協議第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定について 日程第2 協議第10号 大田原市立小中学校教科用図書採択協議会運営要綱の一部を改正する教育委員会要綱の制定について及び日程第3 協議第11号 大田原市奨学生選考委員会規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定については関連がありますので、一括して議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

（書記 議案朗読）

○委員長（小高一紘君） 教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長（新江 侃君） ただいま上程になりました、協議第9号から協議第11号につきましてご説明申し上げます。

協議第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定について、協議第10号 大田原市立小中学校教科用図書採択協議会運営要綱の一部を改正する教育委員会要綱の制定について及び協議第11号 大田原市奨学生選考委員会規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されること等に伴い、関係する規則等の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、教育総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（益子正幸君）

（説明を行う）

○委員長（小高一紘君）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員長（小高一紘君）

今回は法律の改正に合わせて、教育委員会規則の制定を行いますので、どこの教育委員会でも同じように制定するものだと思います。その際、全国統一した参考資料があり、大田原市もそれに当てはめたという考え方でよろしいでしょうか。

○教育総務課長（益子正幸君）

地方分権が進みましたので、各自治体が自己責任の基に定めていくというのが原則ですが、国が示したものに基づいての訂正ではございません。ただし、今回の法改正により、出版社がまとめたものを参考資料として改めた部分はございます。

○委員長（小高一紘君）

大田原市教育委員会傍聴人規則に関してですが、人数制限を設けるといっていますが、どのようなことを想定しているのでしょうか。

○教育総務課長（益子正幸君）

特に批判がでたということではありませんが、過去に傍聴人の数が多いために根拠なく抽選を行い、人数を制限した例がございます。十分想定されることですので、規則を設けておく必要があると思います改正するものです。

○委員長（小高一紘君）

ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。

協議第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定について、協議第10号 大田原市立小中学校教科用図書採択協議会運営要綱の一部を改正する教育委員会要綱の制定について及び協議第11号 大田原市奨学生選考委員会規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4 協議第12号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び日程第5 協議第13号 施設予約システム導入に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定については、関連がありますので、一括して議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

（書記 議案朗読）

○委員長（小高一紘君）

教育長から提案理由の説明を求めます。

- 教育長（新江 侃君） ただいま上程になりました、協議第12号及び第13号につきましてご説明申し上げます。
協議第12号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び協議第13号 施設予約システム導入に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定については、施設予約システム対象施設の予約時間を区分制から一時間ごとの時間制に変更することに伴い、関係する条例及び規則の一部を改正するため、協議するものであります。
- 詳細については関係課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 中央公民館長（齋藤久男君） （説明を行う）
- 文化振興課長（小針玲子君） （説明を行う）
- スポーツ振興課長（飯島進君） （説明を行う）
- 委員長（小高一紘君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
- 委員（川上聖子君） 1時間あたりの料金設定に変更する利点はどんなところでしょうか。
- 教育部長（奥村昌美君） 大田原では、インターネットを使用した施設の利用予約を推進しています。今までの「午前・午後・夜間」という料金設定だと既存のシステムが使用しにくく、対応させるためには高額な費用が掛かるということで、これを避けるために1時間あたりの料金設定に変更するのが実態です。
- 委員（川上聖子君） 正午から13時までの1時間は、使用していない時間帯と見なされていたと思いますが、これからは、午前午後の1日使用したい場合は、料金が発生してしまいます。正午から13時までの1時間だけは、予約しないということも可能ですか。
- 教育部長（奥村昌美君） できます。しかし、予約しないと別の団体がその時間に使用する可能性がありますので、次の団体が12時まで使用できる状態にさせていただく必要があります。
- 委員長（小高一紘君） 料金の改正によって、今までと比べて使用状況はどのようなになると思いますか。

○教育部長（奥村昌美君）

公民館につきましては、料金の改正を行っても市民の方が利用していただく場合は、無料ですので使用状況に影響はないと思われま

す。体育施設につきましては、これまでの使用料金は近隣市町と比べますと安かったことが理由で、場所によっては近隣市町の方の利用が多く、市民の方が利用しにくくなる場合がございますので、今回の料金設定では近隣市町の料金設定に近づけるように調整いたしました。若干料金は上りますが、減免規定などを設けていますので、大きな影響はないと思

います。文化施設的那須与一伝承館については、減免規定がなく有料になります。総合文化会館の多目的ホールについても基本的に有料になり、比較的影響を受けやすいと思いますが、大きな影響ではないと思

○委員長（小高一紘君）

ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。

協議第12号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び協議第13号 施設予約システム導入に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する教育委員会規則の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12 議案第9号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年第1回及び第2回教育委員会で協議され、審議したものでありますので、一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

（書記 議案朗読）

○委員長（小高一紘君）

教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長（新江 侃君）

ただいま上程になりました議案第3号から議案第9号までにつきましてご説明申し上げます。

議案第3号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 大田原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について 議案第5号 大田原市指定文化財等修復等事業費補助金交付要綱の制定について 協議第6号 大田原市無形民俗文化財伝承団体及び天然記念物保全団体運営費補助金交付要綱の制定について 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第8号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、1月9日に開催された平成27年第1回教育委員会及び2月6日の平成27年第2回教育委員会で協議され、ご承認をいただいた案件でありまして、その後、一部に要綱の名称の修正がございましたが、例規審査委員会等の事務手続きを経ましたので、議案として提出するものであります。

修正した箇所につきましては、文化振興課長から説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○文化振興課長（小針玲子君）

（説明を行う）

○委員長（小高一紘君）

議案第3号から6号については、平成27年第1回教育委員会、議案第7号から議案第9号までは平成27年第2回教育委員会で詳細説明を受けておりますので、説明を省略して質疑を行います。

（質疑を行う）

○委員長（小高一紘君）

ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。

議案第3号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 大田原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について 議案第5号 大田原市指定文化財等修復等事業費補助金交付要綱の制定について 協議第6号 大田原市無形民俗文化財伝承団体及び天然記念物保全団体運営費補助金交付要綱の制定について 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第8号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第13 議案第10号 平成27年度学校医等の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

(書記 議案朗読)

○委員長 (小高一紘君) 教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長 (新江 侃君) ただいま上程になりました、議案第10号につきましてご説明申し上げます。
議案第10号 平成27年度学校医等の委嘱につきましては、平成26年度末で退職する者の後任を新たに委嘱するため、付議するものです。
詳細につきましては、学校教育課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長 (篠山 充君) (説明を行う)

○委員長 (小高一紘君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(質疑を行う)

○委員長 (小高一紘君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
議案第10号 平成27年度学校医等の委嘱につきましては、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長 (小高一紘君) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり議決いたしました。
次に、日程第14 議案第11号 平成27年度大田原市立小中学校準教科書の使用承認についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。

(書記 議案朗読)

○委員長 (小高一紘君) 教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長 (新江 侃君) ただいま上程になりました、議案第11号につきましてご説明申し上げます。
議案第11号 平成27年度大田原市立小中学校準教科書の使用承認につきましては、大田原市立小中学校管理規則第8条の規定に基づき、市内小中学校長から準教科書の使用承認願が提出されましたので、その承認について付議するものであります。
詳細につきましては、学校教育課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（篠山 充君）

（説明を行う）

○委員長（小高一紘君）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員（車田宏之君）

準教科書として設定され、欄が設けてあるのに、使用されないものがありますが、なにか意味があるのでしょうか。

○学校教育課長（篠山 充君）

準教科書ですので必ず使用しなければならないものではないかもしれませんが、欄が残っている理由は、昨年度は使用している学校があったものです。今回は削除いたします。

○委員長（小高一紘君）

ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。

議案第11号 平成27年度大田原市立小中学校準教科書の使用承認につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第15 議案第12号 平成27年度県費負担教職員人事異動の内申についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

（書記 議案朗読）

○委員長（小高一紘君）

教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長（新江 侃君）

ただいま上程になりました、議案第12号につきましてご説明申し上げます。

議案第12号 平成27年度県費負担教職員の人事異動の内申につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第2項におきまして、県費負担教職員の転任に係るものは市町村教育委員会の内申に基づき行うものとされておりますので付議するものであります。

詳細につきましては、学校教育課学校教育係の明澤管理主事より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課（明澤管理主事）

（説明を行う）

○委員長（小高一紘君）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（質疑を行う）

○委員長（小高一紘君）

ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。

議案第12号 平成27年度県費負担教職員の人事異動の内申につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長 (小高一紘君) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。
た。
以上をもちまして、本日予定されました案件はすべて議了いたしました。
た。
なお、その他で何かございますか。

(委 員)

○委員長 (小高一紘君) 事務局で何かありますか。

○委員長 (小高一紘君) ほかにないようでありますので、以上をもちまして、平成27年第3
回大田原市教育委員会の会議を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会：午後6時30分

この会議録は、平成27年3月13日に調製されたものであるが、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成27年3月25日

委員長

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

調製者